

# 中間財務諸表

当行の中間財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、監査法人トーマツの監査証明を受けております。

## 中間貸借対照表

(単位：百万円)

	平成17年度中間期末 (平成17年9月30日)	平成18年度中間期末 (平成18年9月30日)	平成17年度末 (平成18年3月31日)
(資産の部)			
現金預け金	286,965	92,417	198,384
コールローン	—	70,000	—
債券貸借取引支払保証金	—	20,200	—
買入金銭債権	3	1	2
商品有価証券	3,940	3,566	3,329
金銭の信託	23,143	13,971	22,996
有価証券 ※1,8	881,879	867,607	910,066
貸出金 ※3,4,5,6,7,9	2,491,930	2,578,690	2,595,733
外国為替 ※7	3,581	3,086	3,696
その他資産 ※8	27,537	38,107	33,771
動産不動産 ※8,10,11	28,921	—	28,737
有形固定資産 ※10,11	—	25,954	—
無形固定資産	—	2,364	—
繰延税金資産	43,559	33,103	39,631
支払承諾見返	33,022	33,264	29,663
貸倒引当金	△61,237	△50,905	△55,502
資産の部合計	3,763,248	3,731,432	3,810,512

(単位：百万円)

	平成17年度中間期末 (平成17年9月30日)	平成18年度中間期末 (平成18年9月30日)	平成17年度末 (平成18年3月31日)
(負債の部)			
預金 ※8	3,385,139	3,458,156	3,379,790
譲渡性預金	32,986	31,781	17,550
債券貸借取引受入担保金 ※8	111,572	—	84,060
売渡手形 ※8	10,800	—	95,200
借入金 ※12	26,000	26,000	26,000
外国為替	128	51	63
その他負債	19,024	23,986	29,293
退職給付引当金	10,900	11,013	11,284
支払承諾	33,022	33,264	29,663
負債の部合計	3,629,574	3,584,253	3,672,906
(資本の部)			
資本金	93,524	—	93,524
資本剰余金	16,795	—	16,795
資本準備金	16,795	—	16,795
利益剰余金	13,549	—	22,225
利益準備金	2,360	—	2,648
中間(当期)未処分利益	11,189	—	19,577
その他有価証券評価差額金	9,805	—	5,061
資本の部合計	133,673	—	137,606
負債及び資本の部合計	3,763,248	—	3,810,512
(純資産の部)			
資本金	—	93,524	—
資本剰余金	—	16,795	—
資本準備金	—	16,795	—
利益剰余金	—	29,561	—
利益準備金	—	2,648	—
その他利益剰余金	—	26,913	—
繰越利益剰余金	—	26,913	—
株主資本合計	—	139,880	—
その他有価証券評価差額金	—	7,823	—
繰延ヘッジ損益	—	△525	—
評価・換算差額等合計	—	7,298	—
純資産の部合計	—	147,179	—
負債及び純資産の部合計	—	3,731,432	—

# 中間財務諸表

## 中間損益計算書

(単位：百万円)

	平成17年度中間期 (平成17年4月1日から 平成17年9月30日まで)	平成18年度中間期 (平成18年4月1日から 平成18年9月30日まで)	平成17年度 (平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで)
経常収益	44,212	42,824	88,276
資金運用収益	31,166	31,611	63,495
(うち貸出金利息)	25,737	26,140	51,850
(うち有価証券利息配当金)	4,279	4,830	9,642
役務取引等収益	8,672	9,035	17,814
その他業務収益	2,036	1,613	4,131
その他経常収益	2,336	564	2,834
経常費用	37,608	30,268	64,441
資金調達費用	1,906	1,844	3,596
(うち預金利息)	1,740	1,544	3,133
役務取引等費用	2,719	2,883	5,562
その他業務費用	55	1,604	2,031
営業経費 ※1	19,411	18,911	38,345
その他経常費用 ※2	13,515	5,025	14,906
経常利益	6,604	12,555	23,834
特別利益	11	15	218
特別損失	793	189	940
税引前中間(当期)純利益	5,822	12,381	23,113
法人税、住民税及び事業税	31	32	62
法人税等調整額	2,464	5,012	9,606
中間(当期)純利益	3,326	7,336	13,444
前期繰越利益	7,862	—	7,862
中間配当額	—	—	1,441
中間配当に伴う利益準備金積立額	—	—	288
中間(当期)未処分利益	11,189	—	19,577

平成18年度中間期（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計	
直前事業年度末残高	93,524	16,795	16,795	2,648	19,577	22,225	132,544
中間会計期間中の変動額							
中間純利益	—	—	—	—	7,336	7,336	7,336
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の 変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—
中間会計期間中の変動額合計	—	—	—	—	7,336	7,336	7,336
中間会計期間末残高	93,524	16,795	16,795	2,648	26,913	29,561	139,880

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
直前事業年度末残高	5,061	—	5,061	137,606
中間会計期間中の変動額				
中間純利益	—	—	—	7,336
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の 変動額（純額）	2,761	△525	2,236	2,236
中間会計期間中の変動額合計	2,761	△525	2,236	9,573
中間会計期間末残高	7,823	△525	7,298	147,179

重要な会計方針

(平成18年度中間期)

- 商品有価証券の評価基準及び評価方法  
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
- 有価証券の評価基準及び評価方法  
(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については中間会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づく価格、それ以外については中間会計期間末日における市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。  
(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1.及び2.(1)と同じ方法により行っております。
- デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 固定資産の減価償却の方法  
(1) 有形固定資産  
有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建物：6年～50年  
動産：3年～20年  
(2) 無形固定資産  
無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 引当金の計上基準  
(1) 貸倒引当金  
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。  
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は28,356百万円であります。
- 退職給付引当金  
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。  
過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により損益処理  
数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生した翌事業年度から損益処理  
なお、会計基準変更時差異（1,587百万円、代行返上後）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上

- 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建ての資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- リース取引の処理方法  
リース物件の所有権が借主に転移すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理により行っております。
- ヘッジ会計の方法  
(イ) 金利リスク・ヘッジ  
金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによる評価方法により行っております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。  
(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ  
外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによる評価方法により行っております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。  
なお、一部の資産・負債について繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。
- 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によるものであります。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。  
(【会計方針の変更】)  
(【貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準】（企業会計基準第5号平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）を当中間会計期間から適用しております。  
当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は147,704百万円であります。なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。  
(【有限責任事業組合等に関する実務対応報告】)  
「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第21号平成18年9月8日）が公表日以後終了する中間会計期間から適用されることとなったことに伴い、当中間会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。  
(【表示方法の変更】)  
「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から下記のとおり表示を変更しております。  
(1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「繰越利益剰余金」として表示しております。  
(2) 繰延ヘッジ損失又は繰延ヘッジ利益として「その他資産」又は「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。  
(3) 「動産（不動産）」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。  
(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。

1. 中間貸借対照表関係

- ※1. 関係会社の株式及び出資額総額 3,810百万円
- 2. 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当中間会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは20,067百万円であります。
- ※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,351百万円、延滞債権額は92,586百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- ※4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は18百万円であります。  
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- ※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は26,784百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- ※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は122,741百万円であります。  
なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- ※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、38,149百万円であります。
- ※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。  
担保に供している資産  
有価証券 127,033百万円  
担保資産に対応する債務  
預金 7,524百万円  
上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券91,694百万円を差し入れております。  
また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は54百万円、保証金は2,476百万円であります。
- ※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、908,454百万円であり、すべて原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。  
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
- ※10. 有形固定資産の減価償却累計額 33,664百万円
- ※11. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,063百万円  
(当中間会計期間圧縮記帳額 -百万円)
- ※12. 借入金、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。

2. 中間損益計算書関係

- ※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。  
建物・動産 660百万円  
その他 284百万円
- ※2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額4,008百万円、株式等償却414百万円を含んでおります。

3. リース取引関係

- リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
- ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額
- |              | 動産       | その他    | 合計       |
|--------------|----------|--------|----------|
| 取得価額相当額      | 2,171百万円 | 841百万円 | 3,013百万円 |
| 減価償却累計額相当額   | 581百万円   | 336百万円 | 918百万円   |
| 中間会計期間末残高相当額 | 1,590百万円 | 504百万円 | 2,095百万円 |
- (注) 取得価額相当額は、未經過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。
- ・未經過リース料中間会計期間末残高相当額
- |        | 1年内      | 1年超      | 合計 |
|--------|----------|----------|----|
| 453百万円 | 1,641百万円 | 2,095百万円 |    |
- (注) 未經過リース料中間会計期間末残高相当額は、未經過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占めるその割合が低いいため、支払利子込み法によっております。
- ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失
- |          |        |
|----------|--------|
| 支払リース料   | 180百万円 |
| 減価償却費相当額 | 180百万円 |
- ・減価償却費相当額の算定方法  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。  
(減損損失について)  
リース資産に配分された減損損失はありません。

(重要な後発事象)  
該当ありません。